

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を

利用する児童の利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の児童も対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての児童の利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園する時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
 - 子どもが2人以上の世帯については、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
 - ただし、通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。なお、年収360万円未満相当世帯の児童と全ての世帯の第3子以降の児童については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までの児童については、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する児童

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるのは、三条市から「**保育の必要性の認定**」を受けた児童です。
(注) 原則、利用されている幼稚園・認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」にあたっては、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を満たしていなければなりません。
- 幼稚園・認定こども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**
(注) 満3歳になった日から最初の3月31日までの児童は、市民税非課税世帯のみ無償化の対象であり、月額上限が1.63万円となります。

認可外保育施設等を利用する児童

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるのは、三条市から「**保育の必要性の認定**」を受けた児童です。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」にあたっては、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を満たしていなければなりません。

- **3歳から5歳までの児童は月額3.7万円まで、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の児童は月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

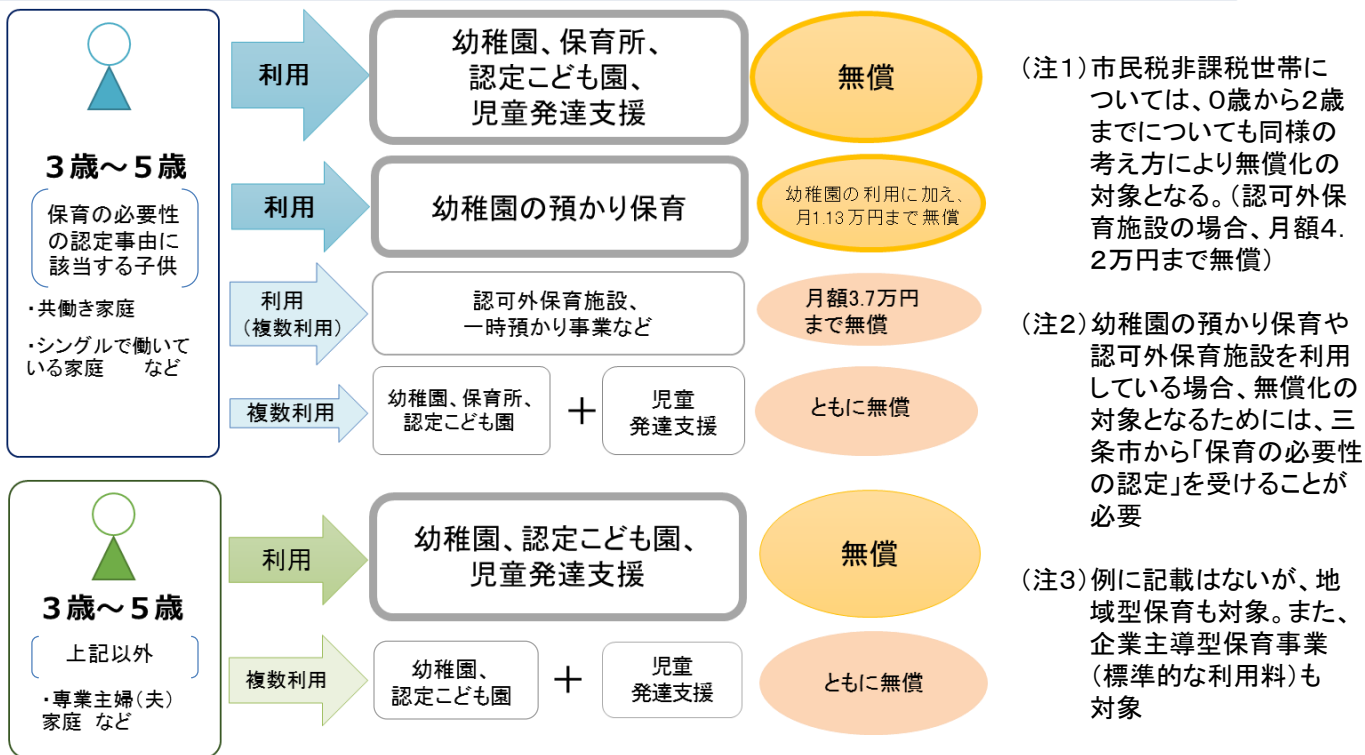
【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1) 現在、三条市にファミリー・サポート・センター事業はありません。

- **児童発達支援を利用する児童についても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

幼児教育・保育の無償化の例



問い合わせ先: 三条市教育委員会子育て支援課 幼児・児童係

〒959-1192 新潟県三条市新堀1311番地

TEL:0256-45-1115

MAIL: kosodate@city.sanjo.niigata.jp